

令和 6 年 度

財政援助団体等監査報告書

〔財政援助団体〕

NPO法人

あきる野市スポーツ協会

〔所管課〕

教育部 スポーツ推進課

あきる野市監査委員



あ 監 発 第 6 2 号
令和 7 年 3 月 2 5 日

あきる野市長 中 嶋 博 幸 殿

あきる野市監査委員 在 原 一 憲
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり結果報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により、通知願います。



あ 監 発 第 6 3 号
令和 7 年 3 月 2 5 日

あきる野市議会議長 臼 井 建 殿

あきる野市監査委員 在 原 一 憲
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり結果報告書を提出します。



あ 監 発 第 6 4 号
令和 7 年 3 月 2 5 日

あきる野市教育委員会
教育長 丹 治 充 殿

あきる野市監査委員 在 原 一 憲
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり結果報告書を提出します。

第1 監査の根拠

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の種別

財政援助団体等監査

第3 監査の対象

財政援助団体：NPO法人あきる野市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）

所管課：教育部 スポーツ推進課

第4 監査の範囲

主として令和5年度に執行されたスポーツ協会補助金に関する対象団体における出納その他の事務及び所管課における令和5年度の当該補助金に関する事務

第5 監査の期間

令和7年1月10日から令和7年3月24日まで

（監査委員による説明聴取日 令和7年3月4日）

第6 監査の方法

あきる野市監査基準に基づき、財政援助団体及び所管課に係る資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、その他必要と認めた方法により、次に掲げる事項を監査の主眼として、監査を実施した。

1 財政援助団体

- （1）事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- （2）補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- （3）事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金が補助対象以外に流用されていないか。
- （4）会計処理上の責任体制は確立されているか。
- （5）出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適正か。
- （6）補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- （7）実績報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適

切か。

(8) 固定資産、その他物品管理及び情報管理状況は適正か。

(9) 経営成績及び財政状況は良好か。

2 所管課

(1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。

(2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

(3) 補助金に関する条件及び内容は明確か。

(4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

(5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。

(6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(7) 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

第7 財政援助団体の概要

1 組織の目的

NPO法人あきる野市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第3条において、「この法人は、あきる野市における競技スポーツ及びレクリエーションスポーツ（以下「スポーツ」という）を振興し、広くあきる野市民に対して、スポーツ大会の開催、指導者の育成、体育施設の管理及びスポーツ少年団の育成等を行い、市民の健全な心身の育成と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。」と規定している。

2 事業概要

(1) 定款第5条第1項において、この法人は、次の事業を行うと規定している。

ア 市民参加のスポーツ大会、イベントなどの開催、スポーツ施設の提供、大会への派遣、情報の提供など市民スポーツの普及・推進事業

イ スポーツ指導者の養成、登録及び派遣事業

ウ 体育施設などの管理・運営事業

エ スポーツ少年団の育成事業

オ スポーツの振興に功績のあった個人、団体の顕彰事業

カ スポーツに関連する用品の販売

キ その他目的を達成するために必要な事業

(2) 定款第5条第2項において、この法人は、次のその他の事業を行うと規定している。

ア 物品の販売事業

(3) 定款第5条第3項において、(2)のアの事業は、(1)のアからキまでの事業に支障のない限り行うものとし、その収益は、(1)のアからキまでの事業に充てるものとする規定している。

3 令和5年度決算の状況

収入の部

単位：円

科目	予算額	決算額	増減	説明
1 会費収入	155,000	155,000	0	5,000×31 会員
2 事業収入	2,700,000	2,603,950	△96,050	総合スポーツ祭運営他
3 施設管理受託事業収入	15,134,700	15,105,440	△29,260	指定管理料 小和田グラウンド 山田グラウンド 市民球場
4 補助事業収入	9,884,000	9,634,263	△249,737	市補助金他
5 その他収入	66,610	36,722	△29,888	スポーツ協会報 広告収入他
前期繰越額	1,227,690	1,227,690	0	繰越金
収入合計 (A)	29,168,000	28,763,065	△404,935	

支出の部

単位：円

科目	予算額	決算額	増減	説明
1 事業費	24,652,000	24,245,029	△406,971	
(1) 普及・推進事業	6,470,000	6,336,110	△133,890	総合スポーツ祭他
(2) 養成・登録・派遣事業	200,000	118,800	△81,200	講師派遣料
(3) 施設管理運営事業	12,604,000	12,606,050	2,050	小和田グラウンド・山田グラウンド・市民球場指定管理経費・事務経費
(4) 育成事業	4,758,000	4,752,422	△5,578	ジュニア育成地域推進事業・スポーツ少年団助成金
(5) 顕彰事業	20,000	31,647	11,647	表彰記念品代
(6) スポーツ用品販売事業	0	0	0	
(7) その他の事業 30周年記念事業積立金	600,000	400,000	△200,000	積立金 400,000 (令和8年度予定)
2 管理費	4,354,000	3,640,785	△713,215	
3 予備費	162,000	0	△162,000	
支出合計 (B)	29,168,000	27,885,814	△1,282,186	
収支差額 (A) - (B)	0	877,251	877,251	

※令和5年度 特定非営利活動に係る事業会計収支決算（抜粋）による。

第8 財政援助の状況

1 補助金の概要

(1) 補助金の交付理由

社会教育関係団体として、広く市民に対してスポーツ大会の開催や指導者の育成及び派遣等を実施しており、スポーツ活動の機会の充実を推進する市の施策と合致するため。

(2) 交付の根拠

あきる野市補助金等交付規則（平成7年規則第29号）

あきる野市社会教育関係団体補助金交付要綱（平成7年通達第19号）

2 令和5年度財政援助の状況

(1) 補助金の交付申請に関する事項

- ア 交付申請日 令和5年5月1日
- イ 交付申請額 4,545,000円
- ウ 申請額の内訳 令和5年度社会教育関係団体補助金

(2) 補助金の交付決定に関する事項

- ア 交付決定日 令和5年6月22日
- イ 交付決定額 4,545,000円
- ウ 決定額の内訳 スポーツ協会補助金 3,897,000円
スポーツ少年団補助金 648,000円

第9 監査の結果

あきる野市からスポーツ協会へ交付された補助金（以下「補助金」という。）に係る出納事務等（スポーツ協会における同補助金等に関する出納その他の事務及び所管課における同補助金等に関する事務）について、「第6 監査の方法」に掲げた主眼に基づき監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

ただし、一部事務において指摘事項及び意見・要望事項が見受けられたので、以下に記述する。

スポーツ協会に対する事項

指摘事項

1 令和3年度補助金の変更申請等について

令和4年3月1日付けあきる野市社会教育関係団体補助金変更承認申請書に令和3年度事業費について変更する旨の記載があるが、資料として令和2年度加盟団体収支が添付されていた。

確認したところ、当該年度中に変更申請及び市に返還すべきであった令和2年度補助金の残額を、翌年度末に令和3年度補助金と相殺し、同残額を市に返還するとともに、令和3年度補助金額を返還額差引後の額に減額変更する処理をしていたことがわかった。

あきる野市補助金等交付規則第12条には、「補助事業等の内容を変更しようとするときなどは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない」旨が規定されている。また、地方自治法により、地方公共団体の会計年度及びその独立の原則が定められている中で、補助金の変更申請及びそれに伴う返還処理が翌年度末まで行われなかったこと、翌年度の補助金と相殺し翌年度事業費の変更申請として事務処理がされていたことは、補助金支出における透明性の観点から見て遺憾である。

今後は、同交付規則等に則り、速やかな変更申請やそれに伴う会計処理については当該会計年度内において、事務処理をされたい。

2 補助金申請時に添付する事業計画書及び収支予算書の記載方法について

補助金交付申請書に添付されていた事業計画書及び収支予算書は、スポーツ協会の事業全体のもので、補助金額の事業計画や収支内訳ではなかった。

このため確認したところ、担当課では、あきる野市社会教育関係団体補助金交付要綱第2条に基づき、スポーツ協会の「活動費の一部」に対し補助金を交付しているとの考えから、前述の資料の添付を認めていることがわかった。

しかし、これらには市補助金や協会の自主事業等が一体化されて記載されており、当該補助金の事業計画や収支予算が、どの部分に該当しているかを明確に判別できず、補助金額の妥当性等は判断できない。

このことから、補助金申請時には、該当する補助金についての事業計画及び収支予算が明確にわかる資料を添付し、同交付要綱に則り、補助金の妥当性が客観的に判断できるよう改善されたい。

3 情報開示について

スポーツ協会は定款第53条で、「法人の公告は、この法人の掲示板へ掲示するとともに官報に掲載して行う」旨を定めている。このうち、掲示板への公告は行っていたが、官報への掲載は行っていなかった。NPO法人には、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいた十分な情報開示が求められているため、定款等に沿った適正な情報開示をされたい。

4 定款等ルールブックの見直しについて

スポーツ協会の定款等は、策定時のまま、見直しがされていないため、複数の点において、改正や文言を整理する必要があることを確認した。このため、定款等ル

ールブック全般について、改めて検証し、必要な対応をされるとともに、今後も適宜見直し等を図られたい。

5 会員及び会費の規定について

スポーツ協会は、定款第6条で会員について正会員と賛助会員の2種類を規定しているが、会費は附則第6項で正会員のみ定め、賛助会員の定めはなかった。また、同項には賛助会費の金額の規定があったが、定款の条文の中に賛助会費についての規定はなかった。このように、定款における文言の不一致等が確認できたため、規定の整備を図られたい。

6 NP0 法人あきる野市スポーツ協会慶弔規程について

スポーツ協会は、上記慶弔規程第3条に「理事、監事及び職員が死亡した場合は20,000円を贈り弔慰を表する」旨を規定し、また、第5条に「この他、スポーツ協会会長が特に必要と認めた場合には慶弔の意を表することができる」旨を規定している。退任した役員に対し、供花と弔慰金併せて26,000円を支出していた例を確認したが、この額は、現理事等に規定された額を超過している。

このことから、同慶弔規程に定める金額等は、時流に合っているかを検証し、市や近隣類似団体の規程等を参考にすること、別表等により例示することなどを行い、わかりやすく、属人的判断とならないよう工夫されたい。

7 職員等給料基準について

スポーツ協会は、NP0 法人あきる野市スポーツ協会職員等給料基準を策定し、これに基づき職員等の給料等を支出している。このうち、第2条の表中、事務局職員の1時間当たりの賃金に「A(法に基づく東京都の最低賃金)～1,000円」とあるが、数年前に都の最低賃金は1,000円を超えている。このため確認したところ、令和5年度では1時間当たり1,113円を支出しており、都の最低賃金額以下の支出はなかった。

しかし、最低賃金が1,000円以下であった平成25年に作成された基準が現在まで改正されず、支出基準と支出処理が異なる実態となっている。

加えて、同表中、競技役員、指導者等の職務の額を、「職種、社会情勢、バランス等を考慮し、その都度会長が定める」としているが、基準としては明確性に欠け、事案決定における透明性に疑念が生じる恐れがある。

また、基準名に「給料基準」、第2条に「給与等」とあるが、給料は基本給、給与は手当等を含んだものを指すことから、文言の整理等の必要性も感じられる。これらのことから、同給料基準について、合規性や時流に合っているかなど多面的な角度から検証し、適正化を図られたい。

8 加盟団体助成金の支出方法の変更について

スポーツ協会は、補助金の一部を各加盟団体へ助成金として支出している。この

うち、一部の加盟団体には、団体が金融機関口座を開設していないとの理由により、現金で支出していた。しかし、現金では、紛失や盗難などのリスクが避けられない。加盟団体と協議のうえ、助成金の受領方法を振込に変更し、公金の保管における安全性を高め、リスクを軽減されたい。

9 契約等の手続きにおける透明性の確保について

スポーツ協会の自主事業にスポーツ指導者の派遣事業があるが、派遣先との契約は口頭で、文書による契約はないとのことであった。

また、同派遣料は、事業終了後に派遣先から聞き取った実施回数を根拠に算出し、派遣先に請求していた。

しかし、口頭でのやりとりでは、契約内容や実施回数を客観的に確認できず、疑義が生じる恐れがある。

従来からの長年の慣習による事務処理と推察するが、民間企業とは異なり、スポーツ協会はその自主事業にも市の補助金が充当され、適正な支出処理や説明責任を果たす必要がある。これらのことから、口頭による契約等の手続きは、文書による対応に早急に改め、事務手続きの透明性を図られたい。

10 役員の重任登記について

スポーツ協会の役員である理事は、定款第 15 条により 2 年の任期とされている。

このうち、代表権のある理事は、重任した場合も 2 週間以内に新たな登記が必要であるが、履歴事項全部証明書の最終登記は令和 4 年 5 月であった。

確認したところ、令和 6 年 4 月末のスポーツ協会の通常総会で理事の重任を議決したが、事務手続きが遅延し、令和 6 年 6 月に登記を完了したこと、新たな同証明書の取得をしていなかったことがわかった。変更登記は、定められた期間に手続きをしなければ過料を科される恐れもある。今回、過料は科されていないとのことだが、役員更新の際は、遅滞ない登記手続をされたい。

11 各団体への助成金の算出方法について

スポーツ協会は、NPO 法人あきる野市スポーツ協会助成金交付基準第 2 条で、均等割、会員数割、調整割の算出基準により加盟団体に助成金を交付すると規定している。令和 5 年度の助成金の算出方法を確認したところ、上記基準により評価額を算出した上で、再度、「配分調整（案）」として調整し、結果として、令和 4 年度と同額を令和 5 年度の助成金として、各加盟団体に交付していた。しかし、これでは、同交付基準第 2 条に定める各基準が反映されていないと言わざるを得ない。

また、算出基準のうち「会員数割」は、当初、4 月 1 日現在の会員数によるもの説明であったが、令和 5 年度では、令和 4 年 5 月に加盟団体から提出のあった加盟団体報告書の会員数を基に算出していた。しかしながら、これは前々年度の決算期の数値と思われ、交付基準第 5 条に規定する算出基礎とは異なっていた。

スポーツ協会は、あきる野市社会教育関係団体補助金交付要綱等の規定により、

社会教育関係団体を代表して市に補助金を申請し、各団体に助成金を交付するという重要な役割を担っている。このことから、同交付基準に基づいた公正な算定方法であるかの検証や会員リストの提出による会員数の正確な把握などを行い、公平で透明性の高い助成金額の算出に努められたい。

12 スポーツ協会報の市外への配布について

スポーツ協会では、協会報を年2回発行し、新聞折込により各家庭に配布している。この折込配布先について、当初は、市内を対象としている旨の説明であったが、配布内容の確認を依頼したところ、日の出町や檜原村も含まれていることがわかった。日の出町にはスポーツ協会、檜原村には体育協会があり、それぞれ活動をしていることから、公費を使って市外に配布する必要性はないのではないかと考える。スポーツ協会の定款第3条の目的では、「広くあきる野市民に対して」活動する旨を規定している。このことから、補助金の目的や効果の検討をするとともに、市外への配布について精査されたい。

13 備品の管理について

スポーツ協会の備品について、管理基準や備品台帳の整備がされていないことが確認された。備品購入には、市の補助金の一部も充当されていることから、市の規則を準用するなど規定の整備を図り、適正に管理されたい。

14 現金出納簿の作成について

監査により、金庫の中に現金の保管を確認した。しかし、普通預金の出納簿は確認できたが、現金出納簿の作成はされていなかった。紛失等のリスクの軽減を図るため、現金出納簿を作成し、適正に管理されたい。

15 郵券等受入簿の管理について

スポーツ協会の郵券等受入簿は、年度ごとに分かれておらず、残数の記録や日付、宛先などが未記入のものがあつた。切手やレターパック等郵券類は現金に類するため、年度を明確に表示し、残数や日付、宛先等を漏れなく記入するなどして、郵券等受入簿の適正な管理を徹底されたい。

意見・要望事項

1 会計処理基準の明確化について

スポーツ協会では、会計処理における明確な基準は設けていないが、償却資産の計上方法等、会計処理におけるいくつかの考え方等について、整理の必要性が感じられた。

このことから、NPO法人であるスポーツ協会として、会計報告の質を高めるとともに、より健全な運営に向けてNPO法人会計基準の導入等を検討するなどし、会計

処理基準の明確化を図られたい。

2 会費の額について

正会員の会費は平成 22 年から変更なく 5 千円としており、近隣の類似団体に比べ低廉な金額であることが確認された。このため、会費についても検討するなどして、自主財源の確保、ひいてはスポーツ協会の自立性の向上につなげられたい。

所管課であるスポーツ推進課に対する事項

指摘事項

1 社会教育関係団体補助金交付決定における正確な事務処理について

令和 3 年度あきる野市社会教育関係団体補助金の交付決定通知に補助金名称を誤って令和 2 年度と記載し、スポーツ協会に通知していた。

補助金の交付は市の重要な決定事項であり、年度の誤りは補助金決定上の疑義が生じる恐れもあることから、今後は、複数による確認等を行い、正確な事務処理に努められたい。

2 補助金の振込方法に係る口座振込手数料の削減について

担当課ではスポーツ協会への 2 つの補助金を、同日に同じ口座にそれぞれ振込んでいた。昨年度から、市が公金を振り込む際に手数料がかかることとなり、令和 6 年 9 月 13 日付けの会計管理者から各課宛の通知においても、口座振込件数の削減に取り組むよう依頼しているところである。予算科目上の設定の都合から、現在はまとめた振込はできないとのことであったが、今後、予算科目を工夫するなど口座振込手数料の削減を図るよう検討されたい。

3 補助金の適正な審査について

あきる野市補助金等交付規則第 6 条により、補助金等の申請があった時には、書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付が法令及び予算で定めるところに違反しないか、補助事業等の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査する旨が規定されている。

しかし、スポーツ協会に対する補助金について、具体的な事業の内容や資料による十分な検証は、少なくとも令和 3 年度以降において、あったとは言い難い。これまでも決算審査などにおいて、個別意見として、補助金交付団体の実績報告書における正確な審査や複数人の確認を指摘してきたところである。これらのことから、同交付規則等に基づいた確実な審査の上、補助金が交付決定されるように対応されたい。

また、補助事業者に対して、提出資料の検証と必要な場合は追加資料の提出を求めるなど指導されたい。

4 社会教育関係団体補助金交付要綱及び社会教育関係団体登録について

あきる野市社会教育関係団体補助金交付要綱では、第2条で補助対象を「あきる野市社会教育関係団体として登録した団体で組織した連絡協議会的団体」とする旨規定している。しかし、担当課に確認したところ、スポーツ協会は社会教育関係団体ではあるが、登録はしていないことがわかった。理由として、傘下の各加盟団体があきる野市社会教育関係団体としての登録を行っており、上記に記載しているあきる野市社会教育関係団体として登録した団体で組織した連絡協議会的団体であるため、社会教育関係団体と捉えていることから、スポーツ協会として登録は不要であるとのことであった。

しかし、同登録をしていないスポーツ協会に対して、社会教育関係団体補助金を交付することを明確に説明しているとは言い難いのではないかと考える。

そのため、同交付要綱における補助対象の記載方法について検討するか社会教育関係団体の登録をするなどにより、スポーツ協会が社会教育関係団体であることを市民等外部の方が明確に理解できるよう検討されたい。

意見・要望事項

1 あきる野市スポーツ推進審議会委員について

あきる野市社会教育関係団体補助金交付要綱第4条により、同補助金の申請があったときは、あきる野市社会教育委員の会議又はあきる野市スポーツ推進審議会の意見を聴いて補助金の交付を決定する旨が定められており、市ではこれに則った対応をとっていた。しかし、同審議会の委員として長年、スポーツ協会の会長が社会体育関係者として任命され、補助金の申請者が、自己が申請した団体の補助金についても審議している現状となっている。法律上、除斥等の規定はないが、申請者が自己の補助金の審議をする場合に、公平性をどう担保するか検討されたい。

2 監査における明確な説明について

今回の監査の実施に当たり、担当部局等には、事前資料等の提出、予備監査及び本監査における説明等にご協力をいただき深く感謝するところであるが、監査委員による本監査での説明聴取において、業務内容や実績等の回答が得られない事項や、説明された内容が相違していたことが後日判明した事項など、正確な内容の把握が困難となるような事態が生じてしまった。

本監査において、このようなことは、適正な監査業務の遂行にも支障が生じ兼ねないことから、担当課はその業務の内容を十分に把握し、明確な説明をされるよう要望する。

総括

補助金の使途や効果の検証について

市では、スポーツ協会に対し、平成 21 年以降、毎年、454 万 5 千円の補助金を交付している。これについて担当課では、近年同協会の自立性は増しているが、活動の維持及び運営の実施には、引き続き市からの一定の補助が必要であるとの見解であった。

同協会は長年、市のスポーツ行政を支え、スポーツ大会等の開催や運営に広く尽力しており、限られた人数で事務局運営を行っている現状は深く理解するところである。

しかし、臨時的経費である積立金を除外した支出内訳から市の補助金額の充当先を考えると、令和 5 年度では、補助金額の約 24%が事業費ではなく管理費に充当され、法人の管理費の約 30%を市の補助金収入で賄っていると推計される。補助金を管理費に充てること自体を妨げるものではないが、この補助金の目的は社会教育関係団体の行う事業の振興のためであることからすれば、管理費の占める割合は少なくないと考える。

また、毎年度、法人の管理費の一定の割合に市の補助金が充当され続けているとなれば、見方によっては、税金を充てて団体を運営しているとも捉えられかねない。加えて、スポーツ協会としても補助金を前提とした事業計画や活動を継続する結果となり、自立した活動を行っていくことの妨げになる恐れもある。

このようなことから、担当課として、スポーツ協会に対する補助金交付のあり方を検討するとともに、対象経費や額など、内容や必要性を十分に精査した上で交付額を決定し、また、補助金がより有意義に使われるよう、その使途や効果を検証されたい。